

(介 17)

平成 28 年 4 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

熊本県熊本地方で発生した地震の発生に伴い、避難生活が必要になった高齢者、障害者等の要援護者の受け入れに係る緊急対策及び職員の応援派遣について、厚生労働省より、各都道府県等介護保険主管部局に事務連絡が発出され、本会宛てにも周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

(添付資料)

- ・高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について
(平 28. 4. 17 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡
平成28年4月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要になった高齢者、障害者等の要援護者の受け入れに係る緊急対策及び職員の応援派遣について、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

1. 「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、要援護者の受入れに係る対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保が困難な施設については、広域的な調整を行いつつ、他施設からの職員の応援派遣について、関係団体や個別の施設設置者への協力要請などにより必要な対応を図っていただくようお願いいたします。なお、厚生労働省から関係団体に対して、既に協力要請を行っていることを申し添えます。

また、都道府県間での派遣が必要となった場合には、国において調整を図ることとしていますが、具体的内容については、後日お知らせしますので、ご了承下さい。